

# 「第三次川越市教育振興基本計画（原案）」に対する意見募集の結果について

## 1. 意見公募の概要

(1) 募集期間 令和3年4月8日（木）～令和3年5月7日（金）の30日間

(2) 募集対象

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内の事業所等に勤務する方
- ③ 市内の学校に在学する方
- ④ その他この案に関し利害関係を有する方

(3) 閲覧場所

- ① 川越市教育委員会教育総務課（東庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所、各公民館、各図書館
- ② 市ホームページ

(4) 意見提出方法

- ① 直接持参
- ② 郵送
- ③ ファクス
- ④ 市ホームページからの電子申請

## 2. 結果概要

(1) 意見提出者 5名

(2) 意見件数 36件

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>【計画全体について】</p> <p>教育現場等において性的少数者への無理解からくる差別や偏見を見聞きすることがあるため、人権や子ども達の安全、安心の確保という観点から性的少数者の正しい理解や対応について、積極的な取組と配慮を、策定中の計画に反映してほしい。</p>	<p>パートナーシップ制度の導入に伴い、教育現場等においても、校則や教育方針等、現状の見直しを図っております。また、教科指導、学校生活等においても、性的少数者等への理解を深める取組を行っております。</p>
2	<p>【計画全体について】</p> <p>計画を定めて終わりではなく、実行していくことが必要と考えるが、教育委員会内部でさえ周知徹底されていないところを、学校現場に周知徹底がなされるとは考えられない。計画倒れにならないようチェックを公正に行うべきである。</p>	<p>御意見のとおり、計画を策定するだけではなく、実施していくことが大切であると考えます。教育委員会各所属及び各学校において計画が着実に進められるよう、進捗管理を行ってまいります。</p>
3	<p>【第1章総論について】</p> <p>6ページ(6)について、変異株が多発する現状を考えると、計画期間内にコロナ禍が終息するとは思えないため、本文2行目の「及ぼしました。」という表記を「及ぼしています。」に修正してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「及ぼしています。」に修正します。</p>
4	<p>【第1章総論について】</p> <p>6ページ(6)について、本文4行目の「大きな影響」の内容を具体的に記してほしい。</p>	<p>「教育を取り巻く社会状況の変化」の一つとして、新型コロナウイルス感染症について記載し、教育において最も影響が大きいものとして学校の臨時休業を挙げております。</p>
5	<p>【第1章総論について】</p> <p>6ページ(6)について、テストで測れる「力」の低下に着目しているが、子ども達の心や健康にも様々な影響が出ていると思われるため、計画に記してほしい。</p>	<p>コロナ禍が児童生徒の心や健康に様々な影響を及ぼしていることは認識しており、学校等における感染症対策に包含し、位置付けているところです。</p>

6	<p>【第1章総論について】</p> <p>12ページ「児童生徒の指導について大切なこと」の2項目目、「児童生徒が興味を持てるような楽しくわかりやすい授業をすること」は教職員が行うべきことだが、自己満足にならないよう内部評価ではなく、保護者、児童生徒らによる定期的なチェック体制が必要である。</p>	<p>教員一人ひとりが研鑽を重ねるとともに、保護者や児童生徒からの意見等にも真摯に向き合いながら、学校評価アンケート等を活用し、今後も児童生徒が興味を持てるような楽しくわかりやすい授業ができるよう教員の指導力向上に努めてまいります。</p>
7	<p>【施策1について】</p> <p>30ページの「平均正答率が全国平均を下回っている学年・教科があるため学力向上対策が必要です。」及び79ページの「「全国学力・学習状況調査」の全国の正答率を上回る教科数」を削除してほしい。合わせて、「平均を上回る」とか「平均を下回る」などの概念を学力向上の根拠にすることは不適切であり、削除すべきだと思う。</p> <p>他の自治体との競争を煽るような、平均に基づく競争であるこれらの記述を削除し、別の指標にすることを求める。</p>	<p>学力・学習状況調査につきましては、「平均値を上回る」ためのものではなく、「調査から課題を見つけ、効果的な学力向上の手立てを探し出す」ためのものであると捉えております。本市全体の学力向上を図るため、目標値を設定しておりますが、競争を煽るような目標ではないことを御理解ください。</p> <p>子どもたちが、変化の激しい、予測困難な社会を意欲的にたくましく生き抜き、将来、よりよい社会や人生を自ら切り拓いていくことのできる力の一つとして、確かな学力の育成に努める必要があると考えております。</p>
8	<p>【施策1について】</p> <p>川越市は学力調査が多すぎて、児童生徒の授業時間を減らし、先生方の負担を増やしている。是非、精選していただき、ゆとりのある学校生活にしていきたい。また、すべての学年で35人以下学級を実施して欲しい。</p>	<p>本市では、各種調査結果を分析することにより、様々な視点から児童生徒の学習の定着等を把握するとともに、教員の指導力向上を図っております。</p> <p>また、35人学級については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和7年度までに小学校第2学年から第6学年まで、段階的に35人学級とすることとされました。本市においても段階的に進めてまいります。現状につきましては、本市独自のオールマイティーチャーター配置事業により、各学校での少人数学級編制や、少人数指導の充実を図っているとございます。</p>

9	<p>【施策1について】</p> <p>31ページ「長期にわたる臨時休業を実施した場合に、家庭でICTを活用した学習を実施できるようにします。」を「不登校状態の児童生徒を含めた全ての児童生徒に対し、学びの保障、学習権の保障をするためICTを活用した学習を実施できるようにします。」と訂正していただきたい。</p>	<p>ICT活用も含め、全ての児童生徒に対する学習保障に努めてまいります。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>【施策1について】</p> <p>33ページの②について、小中連携が適切になされておらず、中1ギャップが生じていると感じるため、1行目の「小学校と中学校が連携し…」の部分について具体的な連携内容を記してほしい。</p>	<p>小学校と中学校が、教科等について9年間を見通した学習を推進するなど、今後も連携を図ってまいります。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>【施策1について】</p> <p>子ども達の情報端末使用による健康被害を大変心配している。この原案には、情報端末の使用による健康被害に関する記述が見当たらない。文科省の定義では、情報モラル教育の中には健康対策は含まれていないため、情報モラル一般で対処することは適切ではないと考える。そこで、新たに項目を設けるなどして、情報端末の過度な使用による健康被害への対応策を計画に記してほしい。</p>	<p>学習指導要領総則の解釈には、情報モラルについて「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」とあります。従って情報端末の過度な使用による健康被害への対応については、情報モラルの指導に内包されるものと捉えております。</p>
12	<p>【施策2について】</p> <p>39ページの課題の1つ目について、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識が、校長、教職員にないため、日ごろの指導の欠如等、全く改善につながっていないと感じる。よって、「学校管理職教職員のいじめに対する認識対応を一定水準まで引き上げます。」という一文を記してほしい。</p>	<p>教職員の生徒指導力の向上にあわせて、いじめに対する認識、対応力も向上していくものと考えております。今後も、研修等を通していじめに対する教職員の意識を更に高めてまいります。</p>

13	<p>【施策2について】</p> <p>40ページに記されている内容について、学校は何ら実施していないため必要ないと感じる。それよりも巻末にある施策の指標・目標値の各欄に、いじめ不登校の児童生徒の現状値と目標値を定め、いじめ不登校を解消し児童生徒が安心して登校できている校長、教職員を加点し、いじめ不登校を隠蔽し児童生徒保護者の信頼関係をことごとく破壊し不信感を抱かせるような校長、教職員は留任させたり昇格させたりするべきではない。</p>	<p>保護者との連携を図りながら、児童生徒が安心して登校することができるよう努めてまいります。</p>
14	<p>【施策2について】</p> <p>40ページの②に、「不登校状態にある児童生徒保護者の意見、意向の最大限の尊重が前提であり、学校及び市教委は改善に向け誠実な対応をすることや、児童生徒保護者から信頼信用を失うような対応はしない」という内容を記してほしい。</p>	<p>不登校対策の推進につきましては、学校、家庭、多様な立場の専門家、地域が連携し、一体となり、不登校児童生徒や保護者を支援し、不登校の解消に向け、今後も取組を進めてまいります。</p>
15	<p>【施策2について】</p> <p>42ページの③について、学校給食が大きな柱になると思う。校内で給食が作られれば、作り手と食べる子どもたちとのコミュニケーションを日常的に持つことができ、双方に良い影響を及ぼす。自校給食を強く望む。また、義務教育は無償であることを考えると給食費は徴収すべきではないと考える。</p>	<p>現在の市立学校においては、校地が狭い学校が多くあり、すべての学校で自校調理場を設置するのは困難な状況です。また、各学校の施設や設備の改修、学校側の管理運営に係る負担など、課題も多いことから、自校方式による学校給食の提供を行うことは、厳しいものと考えております。学校給食費の無償化につきましては、子育て世代の保護者の負担が軽減されることが期待される一方で、財政負担を考えますと市単独で実施することは大変厳しいことと認識しております。そのため、無償化の実現に向けましては、国や県との連携による財政的な措置が必要であることから、国や県における議論等を注視するとともに、その動向を踏まえた中で国への働きかけを検討したいと考えております。</p>

16	<p>【施策2について】</p> <p>42ページの④について、「新体力テストの結果をふまえ、一人ひとりの体力を確実に伸ばす教育」を行うには、体育教員および管理職の認識および資質、意識の向上が必然であると考えられるため、施策の内容に入れてほしい。</p>	<p>児童生徒の体力向上に向け、今後も児童生徒体力向上推進委員会において、効果的な指導方法等の研究を進めてまいります。</p>
17	<p>【施策3について】</p> <p>44ページの①について、川越市の投票率は恥ずかしいほど低いため、先生方も忖度する事なく、社会の情勢を多方面から伝えてほしい。しっかりと取り組んでいただきたい。</p>	<p>満18歳への選挙権年齢の引き下げなどにより、これまで以上に義務教育の段階からの取組が重要であると捉えております。</p>
18	<p>【施策4について】</p> <p>47ページの3行目に記されているインクルーシブ教育システムは国連の障害者権利条約24条の指すところのインクルーシブ教育ではない。障害がある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことは何ら特別なことではなく、共に学び育つための合理的な調整もまた特別なことではなく行政機関および公立学校に課せられた義務である。文科省の示すインクルーシブ教育システムはインクルーシブ教育とは異なる。よって欄外の※印のインクルーシブ教育はインクルーシブ教育ではなくインクルーシブ教育システムとすべきである。</p>	<p>御指摘いただいた箇所について、修正します。3行目の※印の位置を、「インクルーシブ教育」の後ろから「インクルーシブ教育システム」の後ろへ修正し、注釈欄の「インクルーシブ教育」を「インクルーシブ教育システム」に修正します。注釈欄の説明は次のとおりとします。</p> <p>「インクルーシブ教育システム:すべての児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を整備した教育システムのこと。」</p>
19	<p>【施策4について】</p> <p>47ページに「通常の学級に在籍する軽度言語・聴覚障害や発達障害等のある子どもに対して」とあるが、具体的な障害名を記載せず、「障害のある子ども」でよいと考える。また、「障害の程度に応じた」は差別的な表現であるため、「障害に応じた」に変更すべきである。</p>	<p>川越市に設置されている通級指導教室は、「難聴・言語障害通級指導教室」「発達障害・情緒障害通級指導教室」であるため、原案のとおりといたします。また、「障害の程度に応じた」は「障害に応じた」に修正いたします。</p>

20	<p>【施策4について】</p> <p>49ページの②で、「語学指導補助員の派遣を推進」とあるが、令和2年度には32回（週2回の学校では64回）に対し、令和3年度は20回（同40回）と減っている。子どもたちは、○曜日は日本語の日、と待っていてくれるので、毎週行かないと、効果が出にくいと思う。特に、来日直後は、集中して指導することで担任の先生の負担が少しは軽減されると思う。「推進」と謳うのであれば、前年度よりも回数を増やしていただきたい。</p>	<p>日本語指導を必要とする外国籍児童生徒が年々増加しており、対象児童生徒一人あたりに対する、日本語指導ボランティアの年間の派遣回数が少なくなっているのが現状です。</p> <p>日本語指導を必要とする外国籍児童生徒の、日本語を学ぶ機会を確保し、支援の充実を図ってまいります。</p>
21	<p>【施策5について】</p> <p>50ページの教職員の資質向上についてであるが、研究授業や研修で向上するとは思えない。残業時間を減らし、もっと人間らしい生活ができるようにしていただきたい。そうすることで、視野が広がると思う。</p>	<p>教職員の業務を効率化し、子どもと向き合う時間を確保するために、令和元年度2月より校務支援システムを導入しております。更なる在校等時間の縮減に向け、同システムの効率的な運用に努めてまいります。</p>
22	<p>【施策7について】</p> <p>66ページのコミュニティ・スクールについてであるが、現行とどのように変わるのか、本文中または欄外を読んでも不明である。現行とコミュニティ・スクール導入後を新旧対照表などの表にし、参画する保護者、地域住民など誰が見てもわかる計画とすべきである。</p>	<p>リーフレット等を活用し、地域や保護者へ広く周知していきたいと考えております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>【施策7について】</p> <p>67ページの③で、学校が設定した目標や数値を自己評価、外部アンケートの実施、学校関係者評価を通して検証とあるが、すでに形骸化しており、事実上、学校運営の改善と充実が図られていないと感じる。また、非常に閉鎖的であり、地域に開かれた学校運営とはなっていないと感じる。</p>	<p>各学校において、学校評価を実施し、諸課題の解決に努めながら、教育活動を進めております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

24	<p>【施策8について】</p> <p>68ページの現状で述べているように、市民の学習活動は多様化しており、公民館の企画を充実するだけでなく、市民自らが企画する行事への対応も求められている。公民館の管理運営事項を定めた社会教育法第22条6項は、公民館に「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」を求めており、低廉な利用料金の設定は、それを保障する施策の一つだと考える。公民館の原点に立ち、料金を下げる方向での見直しを求める。</p>	<p>本市では、「使用料・手数料設定の基本方針」を定め、公民館使用料は利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、公費を一定割合投入した上、受益者負担の原則に基づき使用料を設定しております。</p> <p>また、定期的に検証することとしておりますので、効率的で効果的な公の施設の維持管理により、経常的な経費の削減を図るとともに、利用者数の増加や利用率向上に努めながら、今後も適切に使用料を設定してまいります。</p>
25	<p>【施策8について】</p> <p>管理職含む教職員の人権意識が欠如しているため、74ページの課題に、以下を追加していただきたい。</p> <p>「児童生徒に人権教育を行う教職員に、正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。」</p>	<p>児童生徒の発達段階に応じた人権感覚が身に付くよう、教職員研修などを通じて、人権意識の向上を図ってまいります。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>【施策8について】</p> <p>75ページの①で、「様々な人権課題に対応した人権教育の充実を図ります。」とあるが、漠然とし過ぎているため、具体的に何をどのようにしていくのか記してほしい。</p>	<p>施策の柱の現状にあるとおり、社会のグローバル化の進展に伴い、人権問題も複雑・多様化する傾向にあり、解決に向け取り組まなくてはならない課題も多種多様です。現在、人権教育の充実を図るため、本市が実施している事業や取組も多岐にわたっていることから、原案のままいたします。</p>



27	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>79ページの「国語・算数・数学の授業はわかると答えた児童生徒の割合」について、78.6%を90%に目標設定しているが、この数値の根拠はどこからきているのか。令和2～4年度までの3か年計画で「川越市小中学生学力向上プラン」を確立し、教員の指導力を向上し、・・・とあるが指導力不足は否めない中の目標設定の割合90%は実体にそぐわない。</p>	<p>「川越市小・中学生学力向上プラン」に基づき、川越市立小・中学校の全教員に、「川越授業スタンダード」の定着を図り、目標値の達成に向け努めてまいります。</p>
28	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>79ページの「国語算数数学の授業はわかると答えた児童生徒の割合」について、どの子にもわかる授業を展開するのは全体の奉仕者としての使命であるため、「国語算数数学の先生の授業はわかると答えた児童生徒の割合」に変更してほしい。</p>	<p>指標の項目や説明の表現につきましては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の表記によるものです。</p> <p>いただいた御意見は今後の取組の参考とし、児童生徒に確かな学力が身に付くよう、授業改善を推進してまいります。</p>
29	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>79ページの「小・中学校54校の校種間連携教育達成状況」について、項目欄及び説明欄ともに以下のとおり訂正を求める。また、7項目について具体的に記してほしい。</p> <p>項目欄：「小・中学校54校の校種間連携教育達成状況」を「小・中学校54校の校種間連携教育視点設定」に訂正してほしい。説明欄：「7項目を達成した割合」を「7項目を設定した割合」に訂正してほしい。</p>	<p>校種間連携の視点として、平成29年度より7項目を示し実践しておりますので、それらの達成率の上昇を目標としております。</p> <p>7項目につきましては明記いたします。</p>

30	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>80ページの「児童一人あたりの読書冊数」、「生徒一人あたりの読書冊数」について、読書冊数のみを取り上げて、その数値の大小を川越市の教育振興の評価の一つにすることには賛同できない。同じ期間内に長編歴史小説を一冊読み切った子どもは、短編集を何冊も読んだ子どもより劣るのでしょうか。「施策の指標・目標値」から削除していただきたい。</p>	<p>読書活動につきましては、子どもたちに豊かな情操を育成するための取組であり、少しでも多くの書物に触れてもらいたいとの考えから、冊数を取り上げているものでございます。冊数をもって一人ひとりの児童生徒を評価するものではないことを御理解ください。</p>
31	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>80ページの「不登校児童生徒の割合」であるが、小学校、中学校共に、現在の不登校児童生徒数の半分に減らすとのことだが、この数値がどこから打ち出されたものなのか、明確な指標の根拠を具体的に明示すべきである。</p>	<p>第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）の第3章において、令和5年度の目標値として、平成29年度の現状値から小学校はおおむね5割、中学校はおおむね7割に減らすとされていることから、本市においても、各校種とも半数に減らすことを目標値としております。</p>
32	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>80ページの全国学力・学習状況調査「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の割合、現在値94.3%、目標値100%、このような項目設定はナンセンスであり削除すべきである。</p>	<p>記載している項目につきましては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査によるものです。引き続き、進路指導・キャリア教育の充実に努め、自立する力の育成を進めてまいります。</p>
33	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>80ページの「将来の夢や目標はあるか」の割合77.6%から100%の目標値はやめるべきである。模索中の児童生徒もいる。一律ではなく、個の考えを尊重すべきである。</p>	<p>記載している項目につきましては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査によるものです。社会の仕組みが複雑化し、児童生徒が自らの将来についてイメージを描きにくい状況下にあるため、社会体験活動等の充実に図り、自立する力の育成に努めてまいります。</p>

34	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>81ページの「特別支援学級設置率」であるが、設置率100%とすれば、特別支援学級に分けられる児童生徒がでてくるため、100%の目標値は異なる。</p>	<p>特別支援学級の 신설については、埼玉県教育委員会の意向を踏まえて設置を進めており、今後も計画的に設置を進めてまいります。なお、本市では、児童生徒が特別支援学級に在籍する場合には、就学支援委員会の意見を踏まえながら保護者と相談を行い、保護者の意向を最大限に尊重しながら決定しております。</p>
35	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>81ページの「給食がおいしいと感じている児童生徒の割合」であるが、現在値の設定がなく、7年度目標値100%とのことだが、味覚や嗜好は人それぞれであり、給食はおいしいと感じる児童生徒を100%と目標設定するならば、不味い、おいしくないと述べる児童生徒を同調圧力によって封じ込めることとなり、この数値目標自体をやめるべきである。</p>	<p>「給食がおいしいと感じている児童生徒の割合」につきましては、小学6年生、中学3年生の児童生徒が、これまで食してきた学校給食全体のイメージについての感想を聴取することを考えております。</p> <p>また、意見聴取の際には、同調圧力を感じさせないような手法で行うよう検討してまいります。</p>
36	<p>【施策の指標・目標値について】</p> <p>82ページの「コミュニティ・スクール導入校数」について、現在値0校から目標値56校とのことだが、現行の学校評議員制度からコミュニティ・スクールへの移行がなされる対象は全ての小・中学校であり、一部の小・中学校ではない。学校評議員制度もコミュニティ・スクールも「あり方」の問題であり、各学校に制度を導入しただけの数値目標では無意味である。</p>	<p>学校評議員制度から学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）への移行にあたり、設置だけでなく在り方についても研究を進めております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>